

# 再発防止のための事故等調査

～航空・鉄道・船舶について、**原因究明**のための事故等調査を実施し、**安全対策**を関係者へ**提言**～



運輸安全委員会

資料4-3

## 運輸安全委員会のミッション(H24.3月)

私たちは、適確な事故調査により**事故及びその被害の原因究明**を徹底して行い、**勧告や意見の発出**、**事実情報の提供**などの情報発信を通じて**必要な施策又は措置の実施を求め**ることにより、運輸の安全に対する社会の認識を深めつつ**事故の防止及び被害の軽減**に寄与し、**運輸の安全性を向上**させ、人々の生命と暮らしを守ります。

## 行動指針(H24.3月)

- 適確な事故調査の実施
- 適時適切な情報発信
- 被害者への配慮
- 組織基盤の充実

東京及び全国8カ所の地方事務所で事故等調査を実施



事故及び重大インシデントの調査取扱件数(H25)

航空	59
鉄道	46
船舶	1,993

## 事故等調査の流れ

事故発生



フェリーありあけ船体傾斜事故(H21.11.13発生)

調査

- 「**なぜ起きたのか?**」という視点から、科学的・客観的調査を実施。
- 事業者の運航管理、事業環境、制度問題等の**背景**を含めた**多角的な調査**を行うことで**徹底的な原因究明**。



勧告・意見

- 事故の防止や被害の軽減に寄与するため、**原因関係者・国土交通大臣・関係行政機関の長**に対し、**再発防止策を提言**。

フォローアップ

- 勧告・意見の**実効性を担保**するため、**国土交通大臣・原因関係者等**が**改善施策等**を実施し、当該施策等について委員会に**報告・通報**。

## 再発防止のための提言が活かされた事例(最近のもの)

事故事例	運輸安全委員会の提言	関係者の対応
・旅客船第十一天竜丸転覆事故(H23.8.17発生) ( 死者:乗客4名、船頭1名 負傷者:乗客5名 )	[国土交通大臣に対する意見] ・全国の川下り船事業者に対して、 <b>航路リスクを認識</b> し、事故のおそれのあるときの適切な操船方法を検討し、 <b>船頭や運航管理者の間で共有</b> するよう指導。 ・ <b>救命設備を適切に使用するための措置</b> についての指導を継続。	[国土交通省の対応] ・ <b>安全対策検討委員会を設置</b> し、「 <b>川下り船の安全対策ガイドライン</b> 」を策定。 ・ <b>全国の川下り船に対し、ガイドラインを活用した安全指導</b> を実施。
・ケミカルタンカー第二旭豊丸乗組員死亡事故(H24.2.7発生) ( 死者:乗組員1名 )	[国土交通大臣に対する勧告] ・ケミカルタンカーを運航する内航海運業者に以下のことを指導。 (1)定期的な訪船し、 <b>酸素及びガス濃度計測が確実に実施</b> されていることとその記録を確認。 (2) <b>タンククリーニングに関する作業手順を明確</b> にし、 <b>作業を行う見やすい場所に掲示</b> させること。 (3) <b>緊急時における対応方法の教育及び訓練を継続的に実施</b> させること。等	[国土交通省等の対応] ・ケミカルタンカーの運航事業者等に対し、 <b>安全対策の徹底</b> について、 <b>確実に取り組みがなされるよう指導</b> 。 ・「 <b>内航ケミカル安全対策ワーキンググループ</b> 」を設置し、必要な対策を講じさせた。 ・ <b>毒性を有する貨物を運送する場合の安全対策に関する説明会を実施</b> し、 <b>ケミカルタンカー全船に立入検査を決定</b> 。等
・旅客船第三あんえい号旅客負傷事故(H24.6.24発生) ・旅客船第三十八あんえい号旅客負傷事故(H24.6.26発生) ( H24.6.24発生 負傷者:乗客1名 H24.6.26発生 負傷者:乗客1名 )	[国土交通大臣に対する勧告] ・小型高速船の運航事業者に対し、 <b>荒天時安全運航マニュアルの遵守の徹底</b> を改めて指導。 ・特に、次の事故防止策については、実施の徹底を図るよう指導。 (1) <b>旅客を比較的確体動揺の小さい後方座席へ誘導</b> 。 (2)船内巡視などにより、 <b>旅客のシートベルトの適切な着用を確保</b> 。	[国土交通省の対応] ・「 <b>小型高速船の安全対策の徹底</b> について」を <b>発出し、周知指導</b> を徹底。 ・安全総点検等の機会を捉えて <b>訪船指導</b> 。 ・特に、左記の事故防止対策(1)(2)の実施を徹底。
・貨物船NIKKEI TIGER漁船堀栄丸衝突事故(H24.9.24発生) ( 死者:乗組員13名 )	[国土交通大臣等に対する意見] ・外洋航行等を行う漁船等について、 <b>AIS(船舶自動識別装置)の早期普及策を検討</b> すること。 ・ <b>国土交通大臣は、海運事業者に対し、航行する海域の漁船の操業状況の情報を、また、水産庁長官は、漁船の所有者等に対し、事故発生状況等の情報を、運輸安全委員会の船舶事故ハザードマップ等から入手、活用を指導</b> 。	[国土交通省等の対応] ・関係省庁との連携により、漁船へのAIS早期普及策等を検討、実施。 ・ <b>海事関係団体等</b> に対して、 <b>船舶事故ハザードマップ等</b> を活用するよう <b>到達を発出し、指導</b> 。

# 事故等調査の成果の活用

～運輸の安全性の更なる向上を図る観点からは、事故等調査の成果について、社会全体に幅広く水平展開されることが極めて重要～

## 運輸安全委員会ダイジェスト

[http://www.mlit.go.jp/jtsb/bunseki-kankoubutu/jtsbdigests/jtsbdigests\\_new.html](http://www.mlit.go.jp/jtsb/bunseki-kankoubutu/jtsbdigests/jtsbdigests_new.html)

～各モードごと又はテーマを決めモード横断的に事故等の原因などを束ねて分析し公表～(※)

旅客船事故の防止に向けて(H25.4月)

(取り上げた事例)

- ・旅客船第十一竜丸転覆事故(H23.8.17発生)
- ・旅客船第三あんえい号旅客負傷事故(H24.6.24発生)
- ・旅客船第三十八あんえい号旅客負傷事故(H24.6.26発生)

等



※順次、英訳版を公表。

## 地方版分析集

[http://www.mlit.go.jp/jtsb/bunseki-kankoubutu/localanalysis/localanalysis\\_new.html](http://www.mlit.go.jp/jtsb/bunseki-kankoubutu/localanalysis/localanalysis_new.html)

～各海域での船舶事故等の再発防止に資するため、全国8カ所の地方事務所で発行～

### 平戸瀬戸における乗揚事故の状況



### 瀬戸内海における乗揚事故の状況



平戸瀬戸における乗揚事故の状況  
(H25.6月)  
長崎事務所

瀬戸内海における乗揚事故の状況  
(H25.8月)  
広島事務所

## 船舶事故ハザードマップ ～地図から探せる事故とリスクと安全情報～

<http://jtsb.mlit.go.jp/hazardmap/>



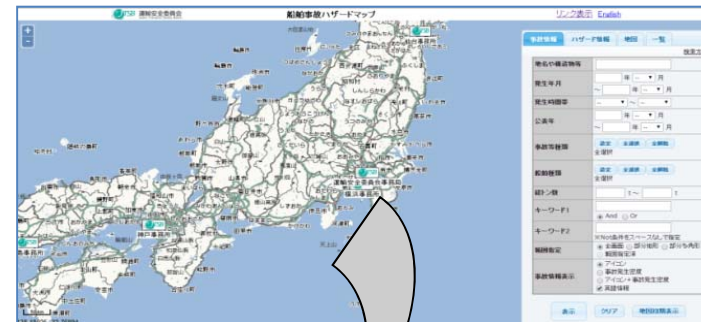
事故の再現動画を掲載

船舶交通の安全性の更なる向上のため、地図上に過去の事故やその内容を表示させるとともに、その海域が抱えるリスクを事故の発生場所に重ねて表示することにより、船舶関係者に注意を喚起し、事故の再発を防止。

日本語版 H25.5月～

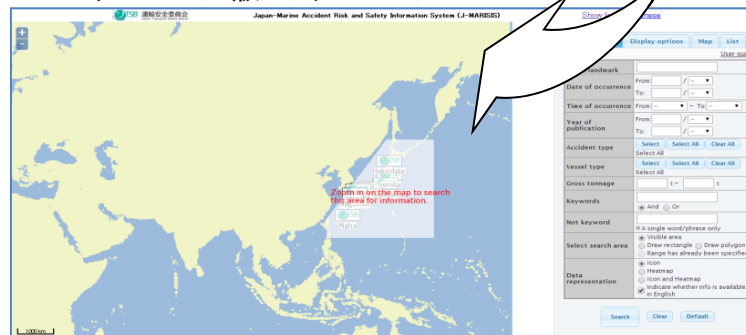
英語版 H25.9月～

### 日本語版のトップページ



グローバル版 H26.4月～

### グローバル版のトップページ



- ・日本独自の取り組みである船舶事故ハザードマップについて、国際的な船舶の安全航行に資するため、国際会議においてグローバル版を紹介。
- ・下記7カ国の事故調査機関の協力を得て、H26.4月からスタート。
- ・国際海事機関(IMO)を含め国際的な協力をさらに要請。

### 現時点の協力国

- ATSB (オーストラリア)
- BEAmer (フランス)
- DSB (オランダ)
- MAIB (イギリス)
- NTSB (アメリカ)
- TAIC (ニュージーランド)
- TSB (カナダ)



[http://jtsb.mlit.go.jp/hazardmap/index\\_en.html](http://jtsb.mlit.go.jp/hazardmap/index_en.html)